

○貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年6月28日

条例第13号

改正 昭和56年12月25日条例第30号

昭和58年1月24日条例第3号

平成3年12月24日条例第35号

平成6年6月28日条例第22号

平成6年9月28日条例第34号

平成10年9月25日条例第40号

平成11年3月26日条例第6号

平成12年3月31日条例第26号

平成15年3月28日条例第12号

平成16年6月28日条例第16号

(題名改称)

平成17年3月14日条例第3号

平成18年3月30日条例第12号

平成18年9月25日条例第44号

平成19年12月20日条例第29号

平成20年3月31日条例第18号

平成21年3月27日条例第8号

平成24年3月30日条例第18号

平成26年6月20日条例第17号

平成29年3月27日条例第11号

平成29年9月26日条例第25号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成16年条例16号〕)

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の者及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されている場合を除く。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居し、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であつて、その児童の父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童
(追加〔平成16年条例16号〕、一部改正〔平成17年条例3号・21年8号・24年18号・29年11号〕)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に住所を有する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

- (2) 貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年貝塚市条例第31号)の規定により医療費の支給を受けることができる者
- (4) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障がい児入所施設等に入所又は入院している者(通所している者を除く。)
(一部改正〔平成3年条例35号・11年6号・15年12号・16年16号・18年12号・44号・19年29号・20年18号・24年18号・26年17号〕)

(所得の制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としてしない。

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項において計算される所得の範囲、所得の額の計算方法については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額未満となる者は除く。

(追加〔平成16年条例16号〕)

(医療費の助成)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約又は定款をもつて給付が行われたとき。

3 市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があつたものとみなす。

(一部改正〔平成6年条例22号・34号・12年26号・15年12号・16年16号・18年44号・29年11号〕)

(医療証の申請)

第4条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づいて、ひとり親家庭医療費の助成を受けることが

できる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(一部改正〔平成15年条例12号・16年16号〕)

(助成の開始)

第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあつた日の属する月の初日から開始する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

(一部改正〔平成16年条例16号〕)

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第3条第3項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(一部改正〔平成15年条例12号〕)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成16年条例16号〕)

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成16年条例16号〕)

(譲渡等の禁止)

第9条 ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(一部改正〔平成16年条例16号〕)

(届出の義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、市長に届け

出なければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は昭和55年8月1日から施行する。

(一部改正〔平成10年条例40号〕)

(医療費の助成の特例)

- 2 平成10年7月31日において、現に、この条例に基づく医療費の助成を受けている者が、児童扶養手当法施行令及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第224号)第1条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4の規定により、この条例に基づく医療費の助成を受けることができなくなる場合に、改正前の児童扶養手当法施行令第2条の4の規定を適用したと仮定して第2条第1項又は第2項の規定に該当することとなる者は、同条第1項又は第2項の規定にかかわらず、平成11年10月31日までの間に限り、同条第1項又は第2項に規定する者とみなす。

(追加〔平成10年条例40号〕)

附 則(昭和56年12月25日条例第30号改正)

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月24日条例第3号改正)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(平成3年12月24日条例第35号改正)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成6年6月28日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月28日条例第34号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の(中略)貝塚市母子家庭の医療費の助成に関する条例(中略)の各規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費に

については、なお従前の例による。

附 則(平成10年9月25日条例第40号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第6号改正)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(後略)

附 則(平成12年3月31日条例第26号改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第12号改正)

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成16年6月28日条例第16号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前のとおりとする。

附 則(平成17年3月14日条例第3号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第12号改正)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日条例第44号改正)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第29号改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第18号改正)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第8号改正)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第18号改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日条例第17号改正)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第11号改正)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月26日条例第25号改正)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 次の各号に掲げる行為については、施行日前においても行うことができる。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正後の貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。)第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による申請等の手続その他の行為